

## 【表紙】

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 【提出書類】                | 訂正発行登録書   |
| 【提出先】                 | 関東財務局長  |
| 【提出日】                 | 2026年5月15日  |
| 【会社名】                 | 日本空港ビルデング株式会社   |
| 【英訳名】                 | Japan Airport Terminal Co.,Ltd.   |
| 【代表者の役職氏名】            | 代表取締役社長 田中 一仁   |
| 【本店の所在の場所】            | 東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル   |
| 【電話番号】                | 03(5757)8000  |
| 【事務連絡者氏名】             | 上席常務執行役員総務本部長 細谷 重利   |
| 【最寄りの連絡場所】            | 東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル   |
| 【電話番号】                | 03(5757)8000  |
| 【事務連絡者氏名】             | 上席常務執行役員総務本部長 細谷 重利   |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券   |
| 【発行登録書の提出日】           | 2025年3月28日  |
| 【発行登録書の効力発生日】         | 2025年4月7日   |
| 【発行登録書の有効期限】          | 2027年4月6日   |
| 【発行登録番号】              | 7 - 関東1   |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】      | 発行予定額<br>0円(注)1<br>186,290,800円(注)2   |
| 【発行可能額】               | 0円(注)1<br>186,290,800円(注)2<br>(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額である。<br>2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。 |
| 【効力停止期間】              | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年5月15日(提出日)であります。   |
| 【提出理由】                | 2025年3月28日付発行登録書につき、「第一部 証券情報」の記載事項の一部を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものであります。   |
| 【縦覧に供する場所】            | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  |

【訂正内容】

当社は、2026年5月15日開催の当社取締役会において、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の内容を一部改定した上、継続することを決議し、2026年6月25日開催予定の当社第82回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認を得ることとし、本株主総会承認が得られなかった場合には、本対応方針は本定時株主総会の終結時をもって失効することといたしましたので、「第一部 証券情報」を以下のとおり訂正いたします。

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

(訂正前)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

(中略)

#### 1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(中略)

(注) 1 (中略)

2 (中略)

3 (中略)

4 (中略)

5 買収防衛策の一環として新株予約権証券を発行するものであります。買収防衛策の詳細につきましては、「第3 その他の記載事項」をご参照ください。

(2)【新株予約権の内容等】

(中略)

(注) 1 (中略)

2 (中略)

3 「特定株主グループ」とは(a)大規模買付行為を行った者で大規模買付行為を行った時点(下記( )のいずれか早い時点とします。)までに不発動決議を得なかった者(但し、下記( )( )の者は除きます。)並びに(b)下記( )に定める大規模買付行為を行った者( (a)に定める者に限ります。)の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項、第6項)、(c)下記( )に定める大規模買付行為を行った者( (a)に定める者に限ります。)の特別関係者及び(d)これらに準ずる者として当社取締役会が定める者( )とします。

( ) 当社、当社の子会社、従業員持株会及びこれらに準ずる者として当社取締役会が定める者

( ) 当社の行った自己株式の消却その他当社取締役会が定める行為のみに起因して株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項。以下同じ。)が20%以上となった者(その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後1%以上増加することとなった場合を除きます。)

当社取締役会が、2023年5月11日付で、上記(d)「これらに準ずる者として当社取締役会が定める者」として決議した内容は以下のとおりです。

以下のいずれかに該当すると当社取締役会が合理的に認めたる者

上記(a)ないし(c)に該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者

上記(a)ないし(c)又は上記( )に該当する者の「関連者」。「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、又はその者と協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情も勘案される。なお、当社株券等に関する名義貸し、若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を上記(a)に該当する者との間で行っている者について、当社取締役会は当該(a)に該当する者の「関連者」とみなすことができる。

「大規模買付行為」とは、次の ( ) 又は ( ) のいずれかに該当する行為をいいます。但し、予め当社取締役会が承認する行為については除かれるものとします。

株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項。以下別段の定めがない限り同じ。)の買付行為その他これに準ずる行為として当社取締役会が定めるもの( )

当社取締役会が、2023年5月11日付で、「買付行為その他これに準ずる行為として当社取締役会が定めるもの」として決議した内容は以下のとおりです。

下記( )ないし( )のいずれかに該当する行為。なお、下記( )ないし( )にかかわらず、当社が行う株券等の発行又は自己の有する株券等の処分(当社が行う合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付に伴って行われるものを含む。)による当社の株券等の取得行為は含まれない。

( ) 金融商品取引法第27条の2第1項本文に規定される「買付け等」(株券等(金融商品取引法第27条の2第1項)の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいう。)によりその者の当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為

- ( ) 上記( )以外の態様で金融商品取引法第27条の23第1項又は第3項に規定される「保有者」に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
- ( ) 当社の株券等の保有者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項）に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
- ( ) 当社の株券等の保有者と金融商品取引法第27条の23第6項に定める関係を有することとなることで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為

金融商品取引法第27条の2第1項本文に規定される「買付け等」（株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいいます。）の後の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項。但し、公開買付者（金融商品取引法第27条の3第2項）の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）の株券等所有割合との合計とします。）が20%以上となる当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の公開買付けの開始行為

- (3) 【新株予約権証券の引受け】  
(中略)

## 2 【新規発行による手取金の使途】

- (1) 【新規発行による手取金の額】  
(中略)
- (2) 【手取金の使途】  
(中略)

## 第3 【その他の記載事項】

### 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下、「本対応方針」といいます。）の継続を決議し、同年6月28日開催の当社第79回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂きました。

#### 1. 本対応方針の目的

当社は、当社の事業活動や事業方針等を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が計画する当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様の判断に資するものであると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただく必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様により適切な代替案が提示される機会を確保し、さらには当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相応な措置がとられる必要があると考えております。

## 2. 本対応方針の概要

大規模買付者には、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式による意向表明書（以下「大規模買付意向表明書」といいます。）を事前に当社に対して提出して頂きます。

大規模買付者から大規模買付意向表明書をご提出頂いた場合、当社は当該大規模買付者に対し、改めてご提出頂く情報の項目を記載したリスト（以下「情報リスト」といいます。）を10営業日（初日不算入）以内に交付いたします。

当社は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、大規模買付者の情報リストに基づく情報の提出状況その他具体的状況を踏まえ、独立委員会による検討を開始するのが適当と合理的に判断される場合には、独立委員会による検討を開始する旨を大規模買付者に通知しその旨を開示するとともに、大規模買付行為に関する情報を独立委員会に提出し、独立委員会による検討の開始を依頼いたします。

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとしします。

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、独立委員会の当該勧告を最大限尊重し、不発動決議を行うことについて取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとしします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとしします。

当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとしします。当社取締役会は、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本対応方針に基づく対抗措置を行うものとしします。本対応方針の対抗措置としては、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しております。

## 3. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2026年6月30日までに開催される当社第82回定時株主総会の終結の時までとしします。

(訂正後)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

(中略)

#### 1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(中略)

(注) 1 (中略)

2 (中略)

3 (中略)

4 (中略)

5 買収への対応方針の一環として新株予約権証券を発行するものであります。買収への対応方針の詳細につきましては、「第3 その他の記載事項」をご参照ください。

(2)【新株予約権の内容等】

(中略)

(注) 1 (中略)

2 (中略)

3 「特定株主グループ」とは(a)当社の株券等の保有者で、不発動決議を得ない下記の大規模買付行為が行われたことによって株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項。以下同じ。)が20%以上となった者(以下「特定大規模買付者」といいます。)及び下記の大規模買付行為を行った者で当該大規模買付行為を行った時点までに不発動決議を得なかった者(以下「特定大規模買付者」といい、特定大規模買付者及び特定大規模買付者を総称して、以下「特定大規模買付者」といいます。)並びに(b)特定大規模買付者の共同保有者(特定大規模買付者の特別関係者を含みます。)、(c)特定大規模買付者の特別関係者及び(d)これらに準ずる者として当社取締役会が定める者( )とします。但し、当社、当社の子会社、従業員持株会及びこれらに準ずる者として当社取締役会が定める者は、「特定大規模買付者」、「特定大規模買付者」、「特定大規模買付者」には該当しないものとします。

当社取締役会が、2026年5月15日付で、上記(d)「これらに準ずる者として当社取締役会が定める者」として決議した内容は以下のとおりです。

以下のいずれかに該当すると当社取締役会が独立委員会の諮問を経て合理的に認めたる者

上記(a)ないし(c)に該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者

上記(a)ないし(c)又は上記に該当する者の「関連者」。「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、又は当社の株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他特定大規模買付者に課される大規模買付ルール<sup>1</sup>の制約を潜脱する特段の合意を上記(a)ないし(c)又は上記に該当する者との間で行っている者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情も勘案される。

「大規模買付行為」とは、次の又はのいずれかに該当する行為をいいます。但し、予め当社取締役会が承認する行為については除かれるものとします。なお、以下の株券等保有割合又は株券等所有割合等の算出に当たり、総議決権(金融商品取引法第27条の2第8項)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項)等について、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書等のうち直近に提出されたもの等を参照することができるものとします。

当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項。以下別段の定めがない限り同じ。)について、保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者で、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)の株券等保有割合が20%以上となる、買付け等(株券等(金融商品取引法第27条の2第1項)の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいいます。)その他これに準ずる行為として当社取締役会が定めるもの( )

当社取締役会が、2026年5月15日付で、買付け等に「準ずる行為として当社取締役会が定めるもの」として決議した内容は以下のとおりです。

下記( )及び( )のいずれかに該当する行為。なお、下記( )及び( )にかかわらず、当社が行う株券等の発行又は自己の有する株券等の処分(当社が行う合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付に伴って行われるものを含む。)による当社の株券等の取得行為は含まれない。他方、当社の行った自己株式の消却その他当社取締役会が定める行為のみに起因して株券等保有割合が20%以上となった場合、その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後1%以上増加することとなる行為は含まれる。

- ( ) 買付け等以外の取得等の行為（金融商品取引法第27条の23第1項又は第3項に規定される「保有者」に該当することとなる行為を含む。）
- ( ) 第三者が自己の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。なお、同法第27条の2第7項に定義される特別関係者は、本 に掲げる行為において、当該保有者の共同保有者とみなす（株券等保有割合の計算においても同様とする。））に該当する関係（特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）に該当する関係を含む。）の組成

金融商品取引法第27条の2第1項本文に規定される「買付け等」（株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいいます。）の後の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項。但し、公開買付け（金融商品取引法第27条の3第2項）の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）の株券等所有割合との合計とします。）が20%以上となる当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の公開買付けの開始行為（「買付け等の後の株券等所有割合」は当該公開買付けの公開買付届出書の記載によって判定されることを基本とし、公開買付開始公告が行われた日の翌営業日が到来したことをもって「大規模買付行為を行った」ものとしします。）

(3) 【新株予約権証券の引受け】

(中略)

## 2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(中略)

(2) 【手取金の使途】

(中略)

## 第3 【その他の記載事項】

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続について

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「旧対応方針」といいます。）の継続を決議し、同年6月28日開催の当社第79回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂きました。旧対応方針の有効期間は、当社第82回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社は、旧対応方針の有効期間満了に先立ち、2026年5月15日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして、旧対応方針の内容を一部改定した上、継続すること（以下、改定後の当社株式に対する大規模買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）を決議いたしました。本対応方針の改定は、同日付で効力を生じておりますものの、本対応方針については、本定時株主総会において株主の皆様のご承認（出席株主（議決権を行使できる株主に限られ、議決権行使書及び電磁的方法による出席も含みます。）の議決権の過半数の決議により行われるものとします。以下同じ。）を得ることとし、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本対応方針は本定時株主総会の終結時をもって失効することといたします。

### 1. 本対応方針の目的

当社は、当社の事業活動や事業方針等を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が計画する当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様への判断に資するものであると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様への判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただく必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様へのメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保し、さらには当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相当な措置がとられる必要があると考えております。

## 2. 本対応方針の概要

大規模買付者には、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式による意向表明書（以下「大規模買付意向表明書」といいます。）を事前に当社に対して提出して頂きます。大規模買付者は、大規模買付意向表明書、大規模買付行為に関する情報等の関係書類を日本語で提出するものとします。大規模買付意向表明書には、取締役会が定める情報等を記載して頂きます。

当社取締役会は、提出された大規模買付行為に関する情報が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に大規模買付行為に関する情報を提出するよう求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までにかかる情報を追加的に提出して頂きます。

当社は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、大規模買付者の情報リストに基づく情報の提出状況その他具体的状況を踏まえ、独立委員会による検討を開始するのが適当と合理的に判断される場合には、独立委員会による検討を開始する旨を大規模買付者に通知しその旨を開示するとともに、大規模買付行為に関する情報を独立委員会に提出し、独立委員会による検討の開始を依頼いたします。

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、独立委員会の当該勧告を最大限尊重し、不発動決議を行うことについて取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとします。

当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。当社取締役会は、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本対応方針に基づく対抗措置を行うものとします。本対応方針の対抗措置としては、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しております。

## 3. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2029年6月30日までに開催される当社第85回定時株主総会の終結の時までとします（但し、その時点で大規模買付者が出現している場合には、当該大規模買付者に対する措置としてその効力が存続するものとします）。